

村のようす
(49年6月1日現在)

世帯数 1,415戸
人口 7,152人
男 3,491人
女 3,661人
面積 46.62km²

広報 たまかわ

編集・発行
福島県石川郡
玉川村役場企画課

印刷所
須賀川市加治町69
㈲ 円谷印刷



最近高度成長により、自然破壊が進み、緑が奪われ、人々の生活環境は排気ガス、粉じん、騒音で汚されようとしております。したがって緑化思想と愛林思想の啓蒙をはかり、きれいな空、豊かな酸素を確保するためにも一本でも多くの木を植え、緑豊かな郷土を築かねばなりません、このような情況に鑑み、五月晴れの五月八日石川地方緑化推進委員会による国土緑化事業

第25回石川地方植樹祭開催

最近高度成長により、自然破壊が進み、緑が奪われ、人々の生活環境は排気ガス、粉じん、騒音で汚されようとしております。したがって緑化思想と愛林思想の啓蒙をはかり、きれいな空、豊かな酸素を確保するためにも一本でも多くの木を植え、緑豊かな郷土を築かねばなりません、このような情況に鑑み、五月晴れの五月八日石川地方緑化推進委員会による国土緑化事業

の一環として、第二十五回石川地方植樹祭が須釜小学校を会場として、県知事はじめ多数の参加者により盛大に開催し学校緑化に努めました。



◎ 記念植樹のもよう
◎ 植樹祭の会場風景

昭和48年度中学校卒業生進路状況 ()の数字はパーセントを示す

項目	泉中学校			須釜中学校			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
進学者	(84.6) 44	(78.0) 39	(81.4) 83	(60.5) 26	(53.5) 23	(57.0) 49	(73.6) 70	(66.7) 62	(70.3) 132
就職者	(13.5) 7	(10.0) 5	(11.7) 12	(20.9) 9	(34.9) 15	(27.9) 24	(16.8) 16	(21.5) 20	(19.1) 36
和洋裁学校等 専門学校入学者	(1.9) 1	(8.0) 4	(4.9) 5	(4.6) 2	(7.0) 3	(5.8) 5	(3.2) 3	(7.5) 7	(5.3) 10
自家自営業		(2.0) 1	(1.0) 1	(7.0) 3	(4.6) 2	(5.8) 5	(3.2) 3	(3.2) 3	(3.2) 6
その他		(2.0) 1	(1.0) 1	(7.0) 3		(3.5) 3	(3.2) 3	(1.1) 1	(2.1) 4
合計 (卒業生数)	52	50	102	43	43	86	95	93	188

進学希望者は年々多くなり、四十九年三月に卒業した生徒の進学率は七〇パーセントを超えました。

尚二年前の進学率、五五パーセントと比べて十五・二パーセント上昇しています。

「進学率上昇」

玉川村広域簡易水道給水開始!

玉川村広域簡易水道新設工事は昭和四十七年、四十八年度の二ヶ年継続事業で総工事費二一三、四六九千円をかけ送、配水管の延長三七、一八〇メートル、給水戸数一、〇一〇戸についてこのほど全工事が終了し給水を開始しました。

水源は石川町上水道よりの分水で石川町大字母畑字丈田内にポンプ場を設けこれより南須釜字栗踏石の配水池に揚水し、自然流下により各戸に給水するもので配水途中に

三ヶ所の減圧弁と九七ヶ所の消火栓を設置致しました。水道料金は左記の通りで毎月始めに検針し、月末に料金を入り、月末日に検針し、月末に料金を納入していただくように計画しております。

又納入方法は五戸から十戸程度で納付組合を結成していただき農協を通じて水道課へ納入していただくこととなります。

又水道の給配水管、水栓(蛇口)等の増設、改良等については水道課の許可を得てから工事をしていただくこととなります。無許可で工事等をするとなれば法令により罰せられます。

給水栓等の増設をする場合は村の指定した水道工事公認店で工事を行なうことになり、ますので公認店を通じて水道課へ申込みください。水道工事公認店は次の八店です。

- 1 川辺 円谷電器商会
 - 2 蒜生 添田電器商会
 - 3 小高 首藤電気店
 - 4 小高 遠藤電気工事店
 - 5 中 鈴木建設
 - 6 中 橋本鉄工所
 - 7 中 岩谷工業
 - 8 中 小針水道工事店
- 写真は 六月一日に行なわれた通水式の一コマです。



水道使用料

料率 種別	基本料金 (1ヶ月につき)	
	水量	料金
一般用	10立方メートル	600円
団体用	20立方メートル	1,200円
営業用	20立方メートル	1,200円
臨時用	1立方メートル	80円
共用	10立方メートル	600円



盛大に行なわれた 消防団春季検閲

- 〇退職幹部
- 川辺 矢部 敏彦
蒜生 曲山 寛一
小高 溝井 英雄
中 小針 保伯
岩法寺 大竹 友重
竜崎 小林 一昭
南須釜 小原 明昭
北須釜 渡辺 助次郎
吉 近内 正雄
山小屋 我妻 勝雄
四辻新田 石井 久二
本部 円谷 信男
〇一般協力者
- 南須釜 鈴木 利夫
小高 小原 ヨシ子
中 首藤 多代
永林 正雄

恒例の消防団春季検閲は、五月五日泉中学校々庭において、三百十七名の団員と婦人消防隊の役員が参加して行なわれしました。

検閲は、国旗掲揚、殉職消防団員に黙とうをさし上げたあと、通常点検、機械器具の点検を行ない、小針(村長)検閲官らの検閲を受けた。

またこの席上、次の方々に防火優良家庭、無火災分団、退職幹部、一般協力者として、表彰状、感謝状が贈られました。

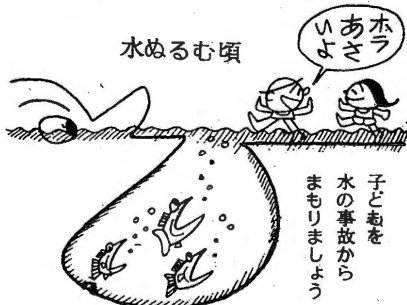
- 〇無火災分団
- 川辺 蒜生 曲山 敬三郎
蒜生 小高 車田 幸司
中 吉田 義明
中 鈴木 勝利
中 石井 正実
中 吉田 正春
中 小田 正与
中 塩三郎
中 八木 喜治郎
中 小針 隆吉
中 鈴木 六郎
中 有賀 嘉郎
中 石森 正一
中 渡辺 金一
中 四辻新田

〇表彰状

川辺 熊田 常

〇感謝状

中 分 団



新名称『明るい選挙』

七月七日は参議院議員選挙の投票日です

選挙をよくし、政治をよくする運動の名称が、昭和四十年より「明るく正しい選挙」ということで啓発が行なわれてきました。最近この運動にたずさわる人たちが、報道関係者の間から、この名称では長すぎて明正選挙と略称されるなどの理由により名称変更が検討されておりました。このほど「明るい選挙」と簡潔に改められました。

ご承知のとおり国政にとつてきわめて重要な意義をもつ良識の府と申される参議院議員の通常選挙が、七月七日に投票が行なわれます。この際「明るい選挙」の新名称とも思いを新たにしまして選挙をよくし、政治をよくする運動を推進して行たいと考えるものであります。

福島県明るい選挙推進協議会では「明るい参議院議員通常選挙総参加運動」を強力に推進することになりました。

私たちの村においてもこれにならない、主権である選挙を全有権者が明るく行使し、より良い参議院議員を国会に送り出すことになりまして、

るべく努めなければならないと思ひます。

我が国では、日本国憲法により、「国会は、衆議院及び参議院の両院でこれを構成する」と規定され、衆議院と参議院の二院制が採用されておられ、衆議院は「数」の政治、参議院は「理」の政治ともいわれております。参議院の持つその意義をよく理解して、明るい「参議院議員通常総選挙参加運動」にご協力をお願いするものであります。

児童生徒数

減少続く

村内小中学校の四十九年度児童生徒数は一千百七十七名

で昨年に比べて六十九名減ております。

毎年すこずつですが減少の傾向が続いています。

昭和49年度 村内学校児童生徒数 (5月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
川辺小	17	14	14	18	15	12	90
玉川一小	41	46	44	61	57	53	302
須釜小	46	38	34	56	57	46	277
四辻分校	5	3	5	12	5	9	39
計	109	101	97	147	134	120	708
泉中	78	85	89				252
須釜中	67	69	81				217
計	145	154	170				469

児童手当受給者のみなさん
現況届はお済み
ですか

児童手当を受けている方は、毎年六月一日から三十日までの間に「児童手当現況届」を提出しなければならぬことになっております。

この届によって、児童手当受給者の前年の所得の状況や児童養育の状況、就業の状況等をたしかめ、六月分以降も引き続き児童手当を支給するかどうかが決めることになっております。

もし、この届を提出されませんと、引き続き児童手当を受ける資格があつても、六月以降の児童手当は支払うことができなくなりますので必ず提出してください。

また、本年四月一日の第二次支給対象範囲の拡大により、四月から支給が開始される方も提出しなければなりません。

なお、児童手当受給者は、養育をされている児童が転出した場合などには、「児童手当住所変更届」を提出しなければなりません。

その他、受給者、児童について異動があつた場合には、こまかく手続きが決められていますので、お気軽に住民課または支所へお問い合わせください。

「次の児童手当支給期日は六月八日です」

北須釜八回目の優勝

バレーボールで



玉川村公民館主催の第五回村民ソフトボール大会、第九回家庭バレーボール大会が五月晴の五月六日、玉川一小校庭と泉中校庭で開かれ、ソフトボールは中チーム、家庭バレーボールは北須釜チームがそれぞれ優勝をかざりました。

結果は次のとおりでした。
◇ソフトボール

一回戦 吉 9-7南須釜

◇家庭バレーボール

優勝 中チーム
準優勝 小高チーム
三位 北須釜チーム
山小屋チーム

小 高13-7 蒜生

二回戦 中 10-8 吉

北須釜8-6 竜崎

山小屋13-10 岩法寺

小 高8-4 川辺

準決勝 中 6-1 北須釜

小 高12-10 山小屋

決勝 中 5-3 小高

優勝 中チーム

準優勝 小高チーム

三位 北須釜チーム

山小屋チーム

一回戦 北須釜2-0 中

蒜生2-0 吉

小 高2-1 山小屋

竜崎2-0 川辺

敗者復活戦 中 2-0 山小屋

吉 2-0 川辺

二回戦 北須釜2-0 南須釜

蒜生2-0 岩法寺

小 高2-1 竜崎

吉 2-0 中

準決勝 北須釜2-0 蒜生

小 高2-1 吉

決勝 北須釜2-0 小高

北須釜2-0 小高

優勝 北須釜チーム
準優勝 小高チーム
三位 蒜生チーム
山小屋チーム



4月より2級障害者にも 福祉年金が支給されます

別表

障害の種類	障害の状態	
	1級	2級
目の障害	両眼が全く見えないもの、またはメガネをかけても眼の前で手・指を動かすのがかすかにわかる程度のもの	1級の状態よりやや見える程度のもの
耳の障害	両手で大声で話しても全くわからないもの	両手で大声で話してやっとわかる程度のもの
手(腕)の障害	両手および両手のすべての指がないもの かぶりシャツを着たり、ぬいだりできないもの 両手で靴下やタイをはいたりぬいだりできないもの 顔を洗うことができない、タオルを上げられないもの	両手のおや指および人さし指または中指のないもの 片手のすべての指のないもの 片手のすべての指に重い障害があるもの
足の障害	両足を足首から上で切り落としていないもの 自力で立ったりしゃがんだりできないもの 歩くことができないもの、階段を昇り降りすることができないもの	両足のすべての指のないもの、片足が足首からないもの 自力で立ったり、しゃがむ、階段の昇降、歩くことが困難なもの 片足で立てないもの
結核性の病氣	病狀が重度で安静又は絶対安静のもの ゆっくりでも歩くと思がされるもの 息ぐるしく身のまわりのこともできないもの	病狀が重く日常生活が制限されるもの 人並みの速さで歩くと息苦しくなるがゆっくりなら歩ける 階段をゆっくりでものほれないが、休み休みならのほれるもの
非結核性の病氣 (喘息・気管支拡張症・ 結核腫・塵肺症)	ゆっくりでも歩くと思がされる 息ぐるしく身のまわりのこともできないもの	人並みの速さで歩くと息苦しくなるがゆっくりなら歩ける 階段をゆっくりでものほれないが、休み休みならのほれるもの
心ぞうの病氣	身のまわりのことはかろうじてできるがそれ以上のことはできないもの	家庭内の普通の活動はなんとかできるが、それ以上はできないもの
腎ぞうの病氣	全身の浮腫が続き、悪心、嘔吐がはげしく絶対安静を要するもの	腎性浮腫が1ヶ月以上続くもの
肝ぞうの病氣	高度の腹水が続き意識障害発作をくりかえし絶対安静を要するもの	1ヶ月以上の腹水が続くもの
血液の病氣	貧血、感染、発熱出血等の異常があり絶対安静を要するもの	貧血、感染、発熱、出血等の異常があるもの
精神の病氣 (精神薄弱・精神分裂症等)	知能が低く家の人の助けがないと日常生活ができないもの 危険なことの区別や暑さ寒さがわからないもの	家庭内の簡単な日常生活は家の人の助けがなくてもなんとかできる程度のもの
平衡機能の障害		目をつむって立てない、目を開いて直線(10米ぐらい)を歩行できないもの 流動食以外はとれない、食事の時間が一日の大半をしめる たべ物が口からこぼれるため、常に手等の補助が必要なもの
ものをかむ機能の障害		室内では杖なしで起立、移動はできるが室外ではこれらの補助具がないと歩けないもの
体の機能の障害	寝かけ、正座、あくら、横すわりのどれもできないもの 臥位又は座位から自分の力で立ちあがれないもの	

障害福祉年金は、国民年金に加入していた期間に病氣やケガをして障害者になった人が、加入期間が短いために障害年金が受けられないとき、または、二〇才になる前に病氣やケガをしたためにすでに障害者になっているときに支給されます。

この障害福祉年金は、いままでは一級の障害者に限られていたが、四月より比較的に軽い二級の障害者にも支給されることになりました。支給される額は六万円です。

いま、二〇才より六九才で以前から二級障害に該当している人も、厚生年金など他の年金を受けていなければ四月より支給を受ける事ができます。

このほか、障害の原因になった病氣の初診日、年齢、保険料の納付状況によって、細かい条件がありますので、請求の手続きや、くわしいことについては、役場年金係までおたずねください。

◎国民年金の一級及び二級障害の程度とはおおむね別表のとおりです。

農事メモ……② 夏秋キュウリの農薬の使用について

いよいよ夏秋キュウリの栽培時期に入りましたが、資材の値上り、肥料の値上りなどで今年の夏秋キュウリも高い生産費になりそうです。

農薬使用についても、残留毒性の關係で使用範囲及び使用方法がきびしくなり、使用時期や使用回数まで制限されることになりましたので充分この点に留意して使われるようお願いいたします。農薬の製造についても、土壌消毒剤のNCSは製造中止となり、タバコにも愛用されていたクローピクリンや土壌線虫防除剤のDDも製造禁止となりました。

夏秋キュウリといえば消毒はダイセンときまつていたのが三洋で製造禁止となり。殺虫剤、スミチオンも住友の爆発で操業が遅れて供給がむづかしいという事です。サリチオンやサイヤノックスも完全供給はむづかしいという事です。

夏秋キュウリ農薬安全基準 及び安全使用方法

薬剤名	剤型	最使用時期	終期	使用回数
		(収穫日基準)	(回以内)	
キノドール	水和剤	10日前まで	5回	
トップジン	〃	7日前まで	3回	
トップジンM	〃	前日まで	3回	
トリアジン	〃	〃	6回	
ラビライト	〃	〃	3回	
ダコニール	〃	〃	7回(露地)	
モレスタン	〃	〃	10回	
ダイオルタン	〃	〃	制限なし	
オーソサイド	〃	〃	〃	
DDVP	乳剤	〃	〃	

火の元にご注意を

四、五月にかけて我が村にひんばんに火災が発生しましたが、これらの火災はちよつと気をつけられればふせげたものばかりです。

「火を消す」ことより「火を出さない」ことが大切です。出かける前、ねる前には特に気をつけて、一瞬のうちに灰にしてしまうおそろしい火事を出さないようお互いに注意しましょう。

良識の票が生み出す
参議院

昭和49年度

妊産婦並乳幼児保健事業計画書

妊産婦健康診断日程表

月	日	内容	地区別	マイクロバス運行行程表
6	4	妊産婦健康診断	西部	西部地区 午前 時 分 岩法寺大竹好雄宅前 11.30 竜崎仁井田栄七宅前 11.40 竜崎公民館前 11.43 中山山田商店前 11.45 川辺加登屋前 11.50 蒜生バス停留所前 11.55
	18	妊産婦健康診断	東部	
7	2	母親学級及び妊産婦健康診断	西部	東部地区 午前 時 分 四辻分校下 11.15 狸穴石井貞二宅前 11.30 北宿十字路 11.35 奥平仲屋商店前 11.40 北須釜明神前 11.45 吉入口バス停留所前 11.50
	16	母親学級及び妊産婦健康診断	東部	
8	6	妊産婦健康診断	西部	時間 正午～午後3時まで 場所 玉川村母子センター 医師 公立岩瀬病院 永井医師 持参品 母子手帳と印鑑 妊婦一般健康診査 受診票 診察料 無料 但し内容によって個人負担になる場合もあります。 ○妊婦健診は毎月 第1火曜日 第3火曜日
	20	妊産婦健康診断	東部	
9	3	母親学級及び妊産婦健康診断	西部	出し、預入の際に「非課税 建築や不測の事故、あるいは は老後の安定に備えて預金 をしたり公社債を買ったり します。 ところで、預金や公社債 の利子にも所得税がかかり ますが、一定の手続をとる ことによって非課税の扱い を受けることができます。 預貯金や貸付信託、公社 債投資信託、社債等の貯蓄 については、その貯蓄先に 「非課税貯蓄申告書」を提 せん。 国債を購入する場合も同様 な手続をとれば、前記預貯金 のほか、一人額面三百万円ま で一人元本五百万円までの貯 蓄の利子に所得税がかかりま せん。また、郵便貯金の利子
	17	母親学級及び妊産婦健康診断	東部	
10	1	妊産婦健康診断	西部	の非課税の扱いを受けられま す。 上の制度のすべてを利用す ると、一人元本千四百万円 までの貯蓄の利子所得が非 課税の扱いを受けられま す。
	15	妊産婦健康診断	東部	
11	5	母親学級及び妊産婦健康診断	西部	サライーマンの場合、以 限があります。 元本三百万円までの預入制 税はかかりませんが、一人 元本三百万円までの預入制 については原則として所得
	19	母親学級及び妊産婦健康診断	東部	
12	3	妊産婦健康診断	西部	の非課税の扱いを受けられま す。 上の制度のすべてを利用す ると、一人元本千四百万円 までの貯蓄の利子所得が非 課税の扱いを受けられま す。
	17	妊産婦健康診断	東部	
1	7	母親学級及び妊産婦健康診断	西部	の非課税の扱いを受けられま す。 上の制度のすべてを利用す ると、一人元本千四百万円 までの貯蓄の利子所得が非 課税の扱いを受けられま す。
	21	母親学級及び妊産婦健康診断	東部	
2	4	妊産婦健康診断	西部	の非課税の扱いを受けられま す。 上の制度のすべてを利用す ると、一人元本千四百万円 までの貯蓄の利子所得が非 課税の扱いを受けられま す。
	18	妊産婦健康診断	東部	
3	4	母親学級及び妊産婦健康診断	西部	の非課税の扱いを受けられま す。 上の制度のすべてを利用す ると、一人元本千四百万円 までの貯蓄の利子所得が非 課税の扱いを受けられま す。
	18	母親学級及び妊産婦健康診断	東部	

乳幼児健康診断日程表

月	日	内容	地区別	マイクロバス運行行程表
6	27	乳幼児健康相談及び育児教室 脱臼検査	西部	午前 時 分 四辻分校下 11.15 狸穴石井貞二宅前 11.30 北宿十字路 11.35 奥平仲屋商店前 11.40 北須釜明神前 11.45 吉入口バス停留所 11.50
7	25	乳幼児健康診断	東部	
8	22	乳幼児健康相談及び育児教室	西部	午後 時 分 岩法寺大竹好雄宅前 1.00 竜崎仁井田栄七宅前 1.10 竜崎公民館前 1.13 中山山田商店前 1.18 川辺加登屋前 1.25 蒜生バス停留所 1.30
9	26	乳幼児健康診断及び脱臼検査	東部	
10	24	乳幼児健康相談及び育児教室	西部	○乳幼児健診は 毎月第4木曜日
11	28	乳幼児健康診断	東部	
12	26	乳幼児健康相談及び育児教室 脱臼検査	西部	
1	23	乳幼児健康診断	東部	
2	27	乳幼児健康相談及び育児教室	西部	
3	27	乳幼児健康診断及び脱臼検査	東部	

妊産婦並びに乳幼児健康 診断実施について

妊産婦及び乳幼児の心身が健全に成長されますよう専門の医師を招いて、次の計画により妊産婦及び乳幼児の健康診断を実施致します。

妊産婦について従来は月一回でしたが今年度は月二回、東部、西部地区に区分したので該当者は全員受診されます

妊産婦について従来は月一回でしたが今年度は月二回、東部、西部地区に区分したので該当者は全員受診されます

私たちは、マイホームの建築や不測の事故、あるいは老後の安定に備えて預金をしたり公社債を買ったりします。

ところで、預金や公社債の利子にも所得税がかかりますが、一定の手続をとることによって非課税の扱いを受けることができます。

預貯金や貸付信託、公社債投資信託、社債等の貯蓄については、その貯蓄先に「非課税貯蓄申告書」を提出せん。

国債を購入する場合も同様な手続をとれば、前記預貯金のほか、一人額面三百万円まで一人元本五百万円までの貯蓄の利子に所得税がかかりません。また、郵便貯金の利子

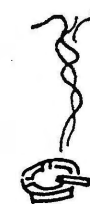
非課税貯蓄のあらまし

出し、預入の際に「非課税貯蓄申告書」を出せば、一人元本三百万円までの貯蓄の利子については所得税がかかりません。

給料から天引預金する勤労者財産形成貯蓄についても、

の国債の利子所得が非課税の扱いになります。

サライーマンの場合、以上の制度のすべてを利用すると、一人元本千四百万円までの貯蓄の利子所得が非課税の扱いを受けられ



国民年金の保険料を納められない方は

免除の手続きを！

国民年金は、老後の生活や思わぬ事故により母子家庭や重い病気になったりしたときに年金により生活の手助をする制度です。そのためには国民年金に加入して保険料を納めなくてはならないことになっています。

しかし、家計が苦しかったり、失業や災害などのため保険料を納めたくとも納められ

初夏 溝井 一郎

棚田の水春の光にかがやきて蛙の声のや
やととのいぬ
青み初めし若葉の中に点々と山の桜が今
盛りなり
事務室の窓より眺む柿の葉のつやいちじ
るし光る五月晴
窓よりの柿の若葉のゆれやまぬ光はちぎ
て位置定まらぬ
吾が庭に朝に飛び来る隣家の鳩はま白き
糞を落せり

若葉 拙郎

滝落てたらの芽採りの杉濡るる
五加木摘む妻の手籠やなほ満たず
阿武隈にそ、ぐ小川の猫柳
地境の枸杞の芽吹きのごぞりけり

を受けて免除される申請免除とがあります。法定免除は、国民年金の障害年金や母子福祉年金を受けている場合、生活保護を受けている場合に該当しますが、そのことを届け出なければなりません。

申請免除は、所得がない場合、保険料を納めることが困難な状態の場合に申請して承認を受ければ、申請した時からその年度の未まで保険料が免除されます。この申請免除は、本人やその家族の所得の状況により認められます。

で、たとえば四月分の保険料から免除を受けたときは、四月分の保険料を納めなければならぬ期限となつていて七月末日までに申請する必要があります。

国民年金は、保険料を納められないからといって、そのまま保険料を納めないでいますと、その納めなかつた期間は年金を受けるための資格期間に計算されませんので、いざ年金を受けるといふときになつたとき、期間が足りず年金が受けられないということにもなります。しかし、保険料の納付が免除されますと、その免除された期間も年金を受けるための資格期間になりま

すので、保険料を納めることが困難な人は、免除の手続きをされるようおすゝめします。

また、免除された場合は、保険料を納めた人に比べて老今年金の年金額が低くなりますが、免除された期間の保険料を生活に余裕ができたときにまとめて納めることもできます。

昭和49年

就業構造基本調査の実施について

就業構造基本調査は、我が国人口のうち昭和四十九年七月一日現在でふだん働いている人が何人で、どんな産業や職業に従事して、どのくらいの時間働いているか、どのくらいの収入を得ているか、また産業間、地域間でどのような移動しているか、あるいは仕事を探している人はどのくらいいるかなど、国民の就業状態に関する基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として、全国の約百分の一の世帯について標本調査法によって行います。

調査の結果は、全国のほか、都道府県、十大都市、地域ブロック別にまとめられ、国や地方公共団体の雇用対策をはじめ、各種計画の基礎資料として利用されます。当村の今回の調査は、北須釜と川辺の一部の二調査区

ます。この場合は保険料を納めた人と年金額は同じになりますので、保険料を免除された期間については、できるだけ将来のことを考えて、納付されるようおすゝめします。

なお、保険料の納付の免除のことについては詳しいことを知りたい方は、役場年金係へおたずねください。

昭和三十九年度 国土調査事業地区のお知らせ

近年の土地利用関係の複雑化により、その権利関係を明確にするために本事業を毎年実施しておりますが、今年も六月十七日より七月下旬頃までの予定で、次の字が調査地区と決まりましたので、本地区に該当する各位様の特段の御協力をお願いいたします。

実施字名	山新田	山小屋	南須釜
鶴、狸穴、滝作、小半弓、早坂、千五、沢、青井次の一部	川平	川久保、二本棚	
	河平		



お誕生おめでとう ございます

(五月分の出生届書から)

部落	出生児氏名	世帯主名	続柄
川辺	田子	功又四郎	孫
岩法寺	佐藤重	重明	孫
竜崎	太田秀司	秀明	二男
南須釜	石森和明	子之助	孫
	塩沢幸次	清則	孫

ご逝去お悔み申し上げます

(五月分の死亡届書から)

部落	死亡者氏名	年令	世帯主名	続柄
竜崎	仁井田 栄	(64)	主	正好の父
北須釜	小針 義貞	(63)	主	ハルイの夫